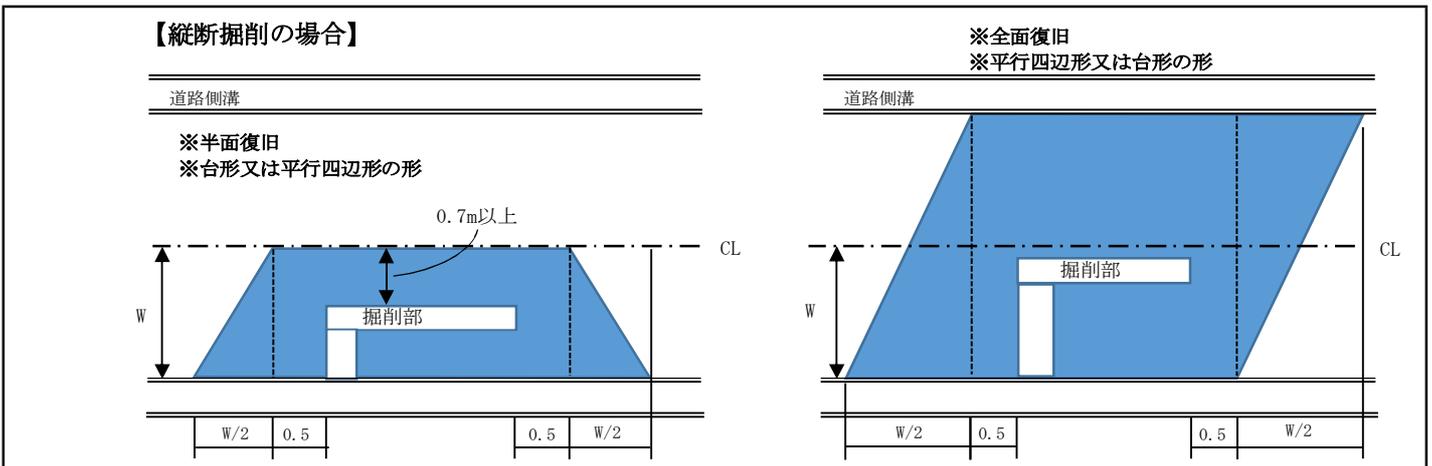
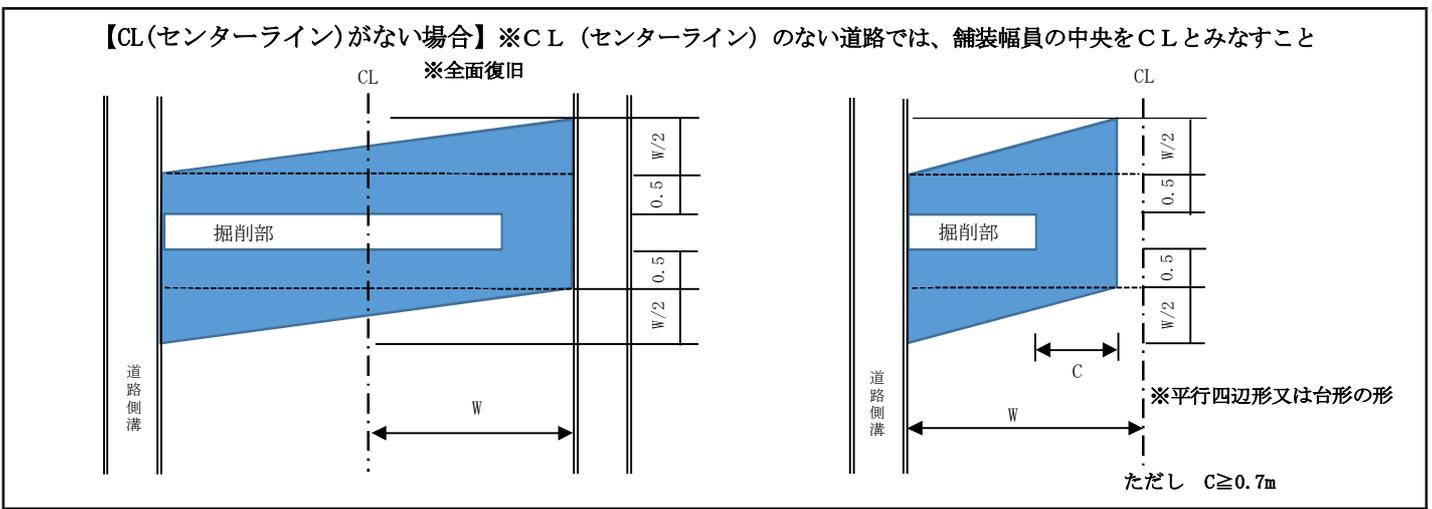
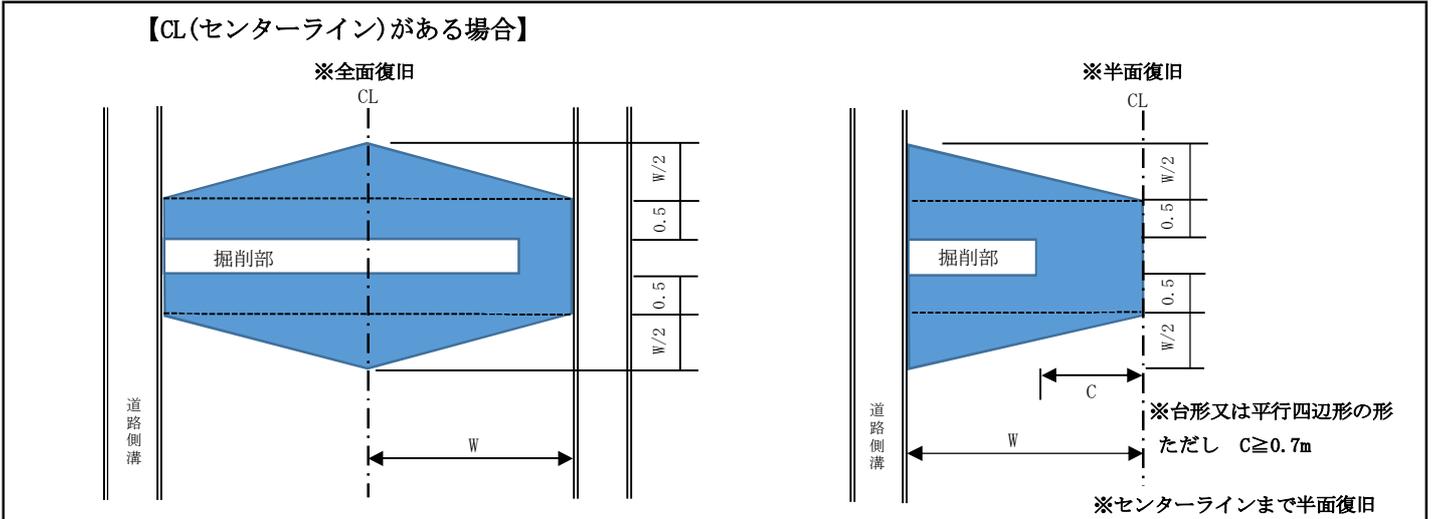


川口市道路占用工事復旧基準

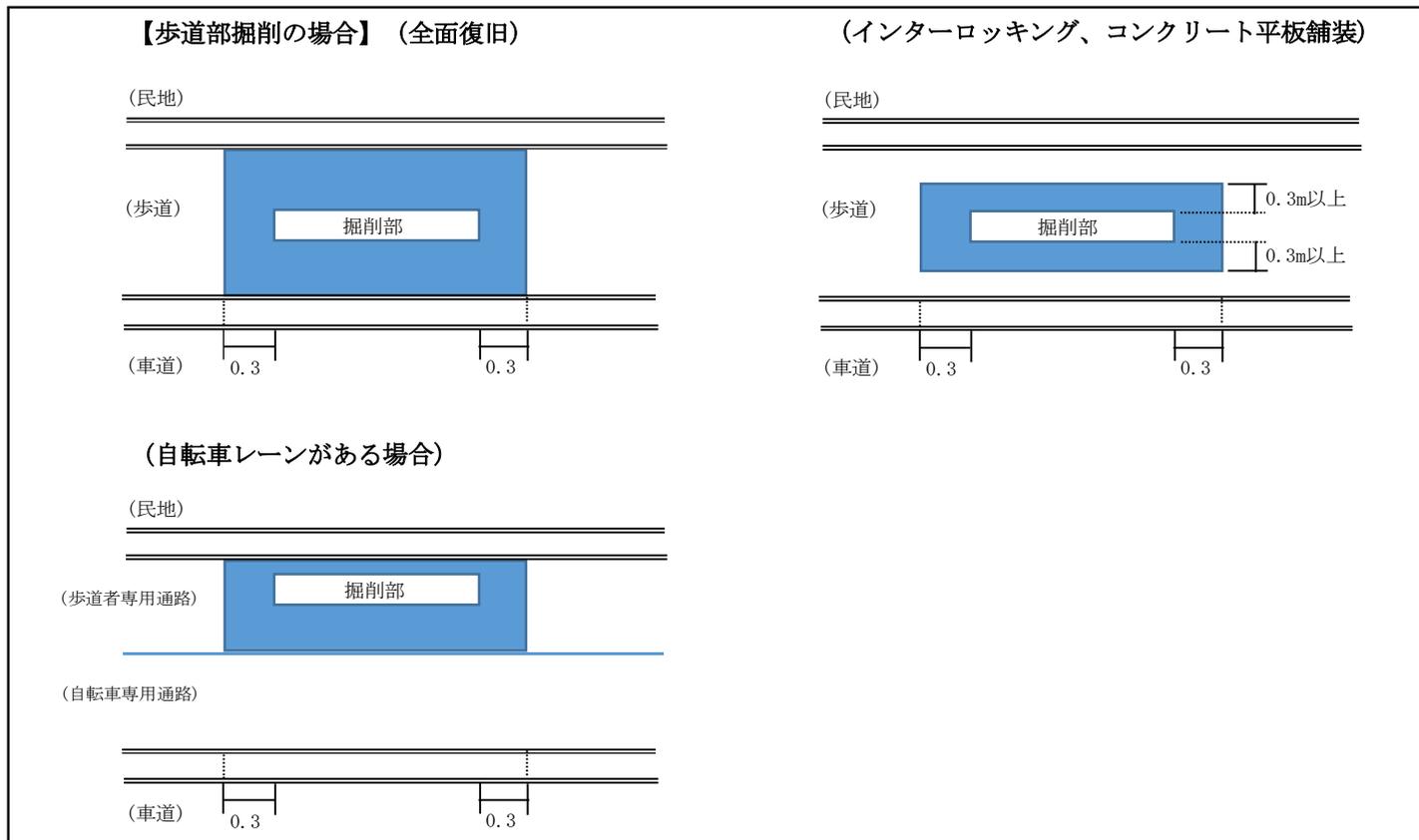
(単位：m)

1. 車道部



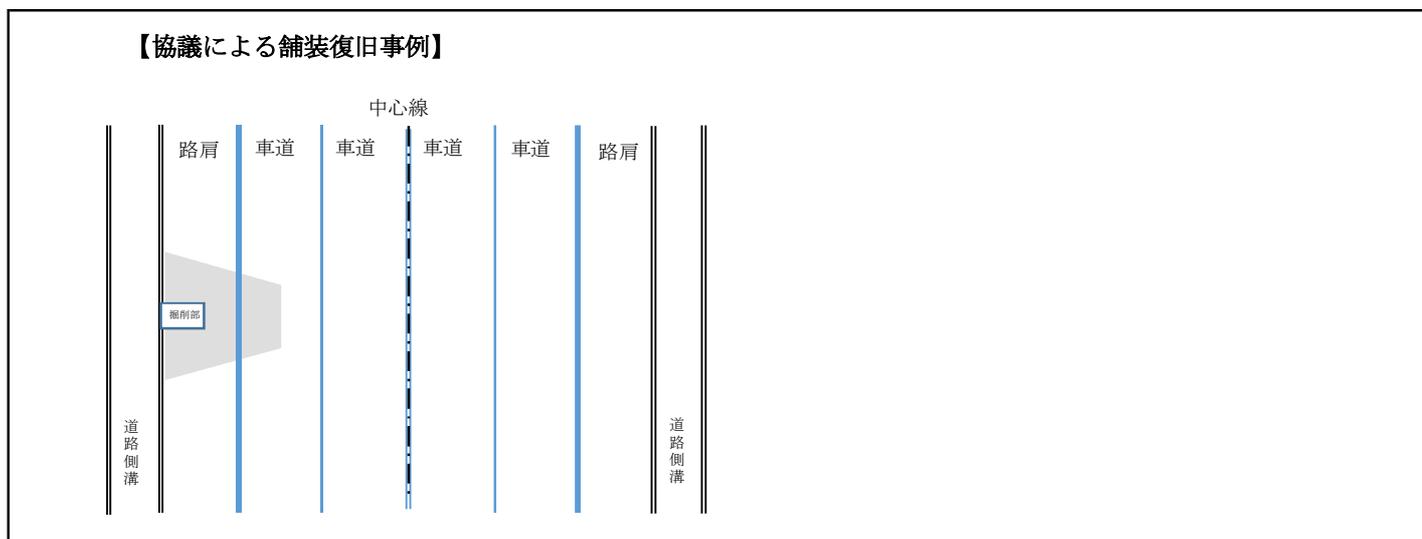
- (1) 横断方向の影響範囲は0.7m以上、縦断方向の影響範囲は0.5m以上とする。
- (2) 影響範囲が道路中心線を超えた場合、原則全幅復旧とする。
- (3) 同一路線内に複数の掘削箇所がある場合、本復旧の端から端までの間隔が3.0m以内なら一体で本復旧すること。(※すでに行った工事でできた継ぎ目、クラック(ひび割れ)などを考慮して、またバス路線、幹線道路等で一体で舗装本復旧の指示をすることもございます。)
- (4) 交差点内は別途協議すること。
- (5) 標識・電柱・アスファルト舗装のみの打換えの場合は除く。
- (6) 本復旧の舗装の厚さは、現況復旧を原則とする。ただし、予定の組成厚より薄い場合は協議すること。
- (7) 道路法第24条(道路工事施行承認)による、道路構造物敷設の際の影響範囲は、道路維持課管理係に確認すること。
- (8) CL(センターライン)がある場合、影響範囲が道路中心線を超えないときは、原則CL(センターライン)まで半面復旧すること。

2. 歩道部



- (1) 歩道の復旧は、影響範囲は0.3m以上とし標準的には全面復旧とする。
- (2) 同一路線内に複数の掘削箇所がある場合、本復旧の端から端までの間隔が3.0m以内なら一体で本復旧すること。(※すでに行った工事でできた継ぎ目、クラック(ひび割れ)などを考慮して、一体で舗装本復旧の指示することもあります。)
- (3) インターロッキングや透水平板など特殊な舗装については、原形復旧とすること。また舗装の厚さは、現況復旧を原則とする。
- (4) 自転車専用通路がある歩道内で、掘削部分から影響幅が専用通路を超えない場合、専用通路内で復旧してもよい。

3. その他協議によるもの



- (1) 路肩が広い場合などは、標準図によらず、別途協議すること。
- (2) 上図のように車輪が乗らない箇所(区画線上や車線の中心)にカッターを入れること。